

# 宮崎県防災会議 物資拠点整備部会設置要綱

令和4年4月1日

総務部危機管理局

## (設置)

第1条 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、被災者への支援物資の安定供給を図るための拠点整備を実施するため、宮崎県防災会議条例（昭和37年宮崎県条例第20号）第4条の規定に基づき、宮崎県防災会議に物資拠点整備部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 部会は、大規模災害に備えた物資拠点の整備に関し審議する。

## (組織)

第3条 部会は、宮崎県防災会議会長（以下「会長」という。）が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

## (部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

## (招集)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員又は専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び議題を定め、関係者に通知しなければならない。

## (議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

## (部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

## (防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の審議結果を宮崎県防災会議に報告しなければならない。

## (事務局)

第9条 部会に関する庶務は、危機管理課において処理する。

## (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。